



**企業主導型保育所、引き続き助成募集実施  
～11月15日時点で定員7,862人分確保、税負担軽減策も～**

◆11月15日、内閣府は「平成28年度企業主導型保育事業の助成決定について」を公表し、現時点で7,862人分の利用定員数を確保したことを明らかにしました。企業主導型保育事業は今年4月1日から開始され、経済団体等を通じた周知・広報や各地域における企業向けの制度説明が開催される中、5月16日から3回にわたる募集が実施され、保育の受け皿として約14,000人分の助成申請があり、11月15日時点で助成が決定した結果は右表の通りとなりました。これにより約131億円（うち施設整備費126億円、運営費5億円）の費用が見込まれます。内閣府は、平成29年度末までに5万人分の保育の受け皿を確保するため、12月1日から第4次募集を予定しており、来年度以降も引き続き募集を続ける方針です。また報道によると政府・与党は22日、企業主導型保育所に關する税負担を軽減する方針を固め、平成30年度から5年間、保育所として使う土地や家屋などにかかる固定資産税を2分の1にする方向で調整しており、平成29年度与党税制改正大綱に盛り込む予定です。

(参考：内閣府HP、時事ドットコムニュース)

	11月15日時点	9月5日時点	比較
助成決定数	305	150	+ 155
利用定員数	7,862	3,887	+3,975
(地域別内訳)			
北海道・東北	1,064	738	+ 326
関 東	1,936	880	+1,056
北陸・中部	1,305	332	+ 973
近 畿	1,502	950	+ 552
中国・四国	918	348	+ 570
九州・沖縄	1,137	639	+ 498

**特別養護老人ホームの平均収支が  
過去最悪の赤字に  
～全国老施協が速報値を発表～**

◆11月15日、全国老人福祉施設協議会は昨年度の特別養護老人ホームの収益状況の速報値を発表しました。発表によると、全国の特養のサービス活動収益対経常増減差額比率はマイナス1.1%で、調査を開始した平成14年度以降で最も大きな「赤字」となりました。赤字施設の割合も3割を超え、特養の経営状況が急速に悪化している状況がわかります。

同協議会は今年8月から会員施設を対象に、昨年度の事業活動計算書・貸借対照表を調査し、2,117施設の有効回答のうちサービス活動収益対経常増減差額比率を抽出・分析したところ、全国平均3.0%、国庫補助金等を差し引いたサービス活動収益対経常増減差額比率はマイナス1.1%となり、どちらも過去最低となりました。赤字が拡大した要因について、同協議会の関係者は、一昨年度には77.7%の施設が算定していた「日常生活継続支援加算」を、昨年度は47.0%の施設しか算定できなくなっている点を指摘し、「昨年4月の介護報酬改定に伴う基本報酬の減額と、加算を算定するための要件の厳格化が、現場の施設の経営に影響したのではないかと述べています。また、昨年4月の介護報酬改定で拡充された介護職員処遇改善加算の区分(1)の算定実績は77.7%となり、改定前に比べて18.0ポイント減少しました。この減少について同協議会の関係者は、「現場の職員間のチームワークを保つため、この加算の対象になっていない職員に対しても加算と同等の昇給を実現しようとする施設も少なくないが、加算の額が大きくなったことでそうした対応ができなくなり、算定をあきらめる施設もあると思われる」と述べています。(参考：CBニュース)

**医療・介護・保育WGの検討課題  
～保険給付と保険外サービスの  
柔軟な取り組み等を検討～**

◆11月8日、規制改革推進会議のもとに設置された「医療・介護・保育ワーキング・グループ(WG)」の第3回目の会合が開催され、介護サービスの提供と利用の在り方について検討を行いました。同WGでは、主な審議事項として「①介護サービスの利用者がより良い選択を行えるための情報開示と第三者評価」「②介護サービスの多様な選択」「③施設介護サービスの総点検」「④サービス提供者間のイコールフットingの確保」を挙げており、今回の会合では①と②を論点に検討が進められました。「①保険給付対象サービスと保険外サービスの併用」については両者を明確に区分する必要があると、保険給付対象の訪問介護の場合には、利用者のための食事、洗濯、部屋掃除のサービスは保険内、同居家族に対する家事は保険外に区分されること、また通所介護の昼休み・介護メニューが組み込まれていない空き時間中は保険外となるために、介護職員が付き添って買い物等ができず、保険内サービスと保険外サービスの組合せができないこと、などが問題視されています。その上でサービスを併用する場合、どのような改善策が考えられるかが課題として挙げられました。

また、「②保険給付対象サービスの価格」については、国が定める公定価格(介護報酬)を上回る価格を設定することができず、同一のサービスとして評価されているものについてより質の高い内容を提供しても介護報酬が変わらないため、事業者や介護職員にとってサービスの質の向上を図るインセンティブが働かないことが指摘され、今後、どのような改善策が考えられるのかが課題として挙げられました。(参考：内閣府HP)